

令和6年度第8回
東京都私立学校審議会
会議録（第843回）

令和6年12月16日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 6 年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、19 名の委員に御出席いただいております。当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 3 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 16 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、光が丘福祉専門学校の設置認可について、練馬区、ほか 2 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、新たに諮問される案件 3 件の計 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます議案第 3 号及び議案第 4 号につきましては、第二部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、第一部会におきまして、議案第 1 号は、再度審議のため継続審議、第 2 号は、部会調査実施のため継続審議となっておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京アニメ・声優&e スポーツ専門学校の高等課程設置認可についてでございます。

本件は、所管である第一部会にて継続審議が相当である旨、報告がありました。このことについて、事務局から報告がありますので、よろしく願いいたします。

○福本私学行政課長 本件につきましては、部会調査を 12 月 4 日に実施いただきまして、

4名の先生方に現地に行ってくださいました。

部会調査では、専修学校高等課程における職業教育としての質の担保という観点で、主に7つの項目について御質問、御意見がございました。

事務局の認識として、以下、簡潔に御説明申し上げますと、

1. 申請書類中の設置趣意書について、受け入れる生徒像をしっかりと書き込み、養成する人材像とそれにつながる教育課程、生徒支援を整理のうえ、盛り込むことについて
2. 教育課程について、一般科目、教養科目をそれぞれ、どのような内容をどの程度まで行うのか、また専門課程で行っている内容との接続・関連性について
- 3と4. 生徒支援と教員体制、あるいは教員による支援について。具体的には、受け入れる生徒が高等学校年齢であることから、生徒指導、進路指導、事情を抱える生徒らに対して、その支援などを適切に行う必要がありそれに見合うだけの専門性を有する教員配置や教員組織の構築、さらには、教員研修の実施などの検討について
5. 教育提供の観点として、オンライン授業の取扱いと、登校を前提とする教育方針と学則に定める出席日数との整合性について
6. 施設・設備・校具について、教育内容に合ったものであるかについて
7. 1学年が20名定員と少なく、今回の高等課程設置を受けて、長期的な運営をどのように行っていくかについて

こうした各事項について、設置者の見解・回答を求めているところでございます。

学校側としましては、対応策、改善に向けた取組を検討し、後日回答することになってございまして、現在、それらを待っているところでございます。本日お示しできるものはございませんので、第一部会におきまして継続審議とさせていただき、次回以降、学校からの報告状況を踏まえて、本会に御報告させていただきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

本件について、部会調査を実施した第一部会の加茂川委員から御発言をよろしくお願ひします。

○加茂川委員 ありがとうございます。

今、事務局の説明、また会長の御発言にもありましたように、先月、本会で御指示いただきました部会調査に私も参加いたしましたので、参加者の一人としての御発言をお許し願ひたいと思います。

実は、この場で2度におわたる継続審査の処理をお願いするのは、多分初めてで前例のないような異例なことだと思っております。そこであえて、事務局の説明に加えて私のほうから補足といいますか、皆様方に情報提供をさせていただきたいと思った次第でございます。

本件は、専修学校制度の中の専修学校高等課程を設置するものでございますけれども、専修学校制度の観点から見ますと、社会の求める人材を供給する、高等課程ではあっても

職業教育を行うという観点が一つ大事でございます。同時に、申請者の設置趣意書を見ますと、対象となる生徒の能力・適性や興味・関心が多様化している。例えば、中学校でいじめに遭ったとか不登校傾向を示したとか、そういう多様な子供たちに対して多様な教育機会を提供するという記載もあり、その面も考えなければなりませんので、それに配慮した審査が同時に求められておるわけでございます。そういう2つの側面があるということです。

さらに、大学入学資格付与とも関連をしてまいりまして、言葉に語弊がありますが、いわば軽装備の高等学校を認めるに等しいという側面もあるわけでございます。そういった3つの課題、もしくは高等学校制度と両立できる専修学校高等課程の運営が必要になってくるわけでございます。

心配されますのは、あくまでも一般論としてでございますけれども、少子化の傾向の厳しい経営環境下では、いわばビジネス本位の設置運営がなされることも懸念、心配されるわけでございます。

こういった観点から、本来ですと、本件は設置基準を充足していますよ、ということを確認した上で、要望事項を伝達で済ませるという事案処理もできるわけでございますが、あえて慎重審議を皆様方をお願いをしたいということで、継続審議の扱いをお願いするものでございます。

このケースを通じて感じましたことは、今回の部会調査も通常は委員2名で参加するところを、事務局からの判断があつてのことではございますけれども、4名体制で臨みました。今後、こういった場合の部会調査としては、例えば、これは高等学校と専修学校の関係でございますから、第一部会と第三部会の合同調査とか合同審査がふさわしいということが検討の課題になるのではないかと蛇足ながら申し述べたいと思います。

また、本件につきましては、事務局が積極的にイニシアチブを取っていただきまして、今回の案件につきましては、特に私学行政課の御苦勞を本当に多としたいと思っておりますので、付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、御意見もいただきました。議案第1号につきましては、引き続き第一部会にて審査をお願いいたします。

議案第2号は、光が丘福祉専門学校の設置認可についてでございます。

本件は、部会調査実施のため継続審議が相当である旨、報告がありました。第一部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、エトワール幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本案件につきましては、嗟峨委員が関係者ですので、嗟峨委員はここで退室をお願いいたします。

(嗟峨委員 退室)

○近藤会長 それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、エトワール幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人藤華学院、園長は嗟峨実允氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の14学級420名を7学級245名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び嗟峨委員に入室をお願いいたします。

(嗟峨委員 入室)

○近藤会長 議案第4号は、明泉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、明泉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人明泉幼稚園、園長は秋丸和俊氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級320名を4学級105名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後3時15分閉会